

埼玉県介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要綱

介護保険法に基づき実施する介護サービス事業者業務管理体制確認検査及びこれに付随する事務（以下「検査等」という。）に関し、実施手続等について以下のとおり定めるものとする。なお、その運用の基本的考え方は「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」（令和6年4月4日老発0404第3号・厚生労働省通知）を踏まえるものとする。

1 適用範囲

本要綱は、介護保険法に基づき知事が実施する事業者の業務管理体制を確認するための検査等に対して適用する。

2 検査実施方法

（1）一般検査

業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、定期的に検査を実施する。なお、一般検査は特段の事情がない限り、「埼玉県介護保険施設等指導実施要綱」により行う運営指導の際に行うものとする。

- ① 届出内容について報告等を求める。
- ② 報告等の内容に不備が認められた場合には、事業者の従業者に出頭を求め、改善を求める。
- ③ 前記において改善が見込まれない場合には、当該事業者本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。

（2）特別検査

指定事業所等の指定等取消相当の事案が発覚した場合に、当該事業所等の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。

また、指定事業所等の指定等取消処分に至った事案に限らず、効力停止処分の事案や利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼす事案が発覚した場合も、当該事業所等の本部等に立ち入り、業務管理体制の整備状況の検証をする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。